

地域包括支援センターだより

ご存じですか？ 地域包括支援センター

高齢者を支える総合相談窓口

地域包括支援センターは65歳以上の高齢者を支える総合相談窓口です。介護、保健、福祉の専門職がチームとなって、地域で暮らす高齢者とその家族を支援します。「介護サービスを利用したい」「退院後の生活が心配」「お金の管理が不安」になってきた「足腰が弱ってきているので、運動教室に通いたい」など、まずは相談してください。



《問合せ》 老年介護課 ☎ 29-10055

地域包括支援センターの5つの役割

さまざまな相談に対応（総合相談支援）

高齢者やその家族が抱える悩みや心配事の相談に対応します。介護・保健・医療や福祉のことなど「どこに相談したらいいのかわからない」という場合に、まずは相談してください。

高齢者の権利を守る（権利擁護）

高齢者虐待や消費者トラブルの早期発見や解決に向けて対応します。また判断能力が低下した高齢者が不利益を被ることのないように成年後見制度等の紹介を行います。

自立した生活ができるように支援（介護予防ケアマネジメント）

支援や介護が必要となる恐れが高い方が、自立した生活を少しでも長く続けられるよう、介護予防事業の利用を支援します。

さまざまな方面から高齢者を支援（包括的・継続的ケアマネジメント支援）

高齢になっても暮らしやすい地域にするために、また地域の多様な社会資源を活用できるように、さまざまな機関と連携し、ネットワークの構築を図ります。

認知症に関する相談に対応（認知症相談センター）

認知症は誰にでも起こりうる病気です。一人で悩まず早めに相談してください。

【地域包括支援センター一覧】

地域名	電話番号	住所
豊岡	24-2409	立野町12-12
城崎	32-4599	城崎町湯島625-9
竹野	47-1425	竹野町須谷1478
日高	42-0158	日高町祢布891-2
出石	52-7015	出石町福住1302
但東	54-0515	但東町出合433-1

全国的な共通ルールに

個人情報保護制度が条例から法律に移行します

本市では、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護するため、2005年に豊岡市個人情報保護条例を制定し、その運用を行ってきました。

この度、個人情報の取扱いを全国的な共通ルールで規律するため、個人情報の保護に関する法律が改正されました。本市は、4月から法の適用を受けるため、個人情報保護条例を廃止し、新たに豊岡市個人情報の保護に関する法律施行条例を昨年12月に制定し、4月1日に施行します。

個人情報保護制度が法に移行した後も、個人情報の取扱いに係る基本的な考え方に大きな変更はありません。法の規定に基づき、引き続き適切に個人情報の取扱いを行います。

【主な内容】

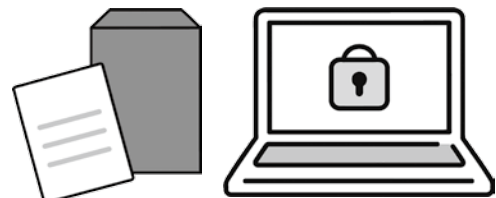
保有個人情報の開示請求

開示に係る手数料は無料とし、写しの交付に係る費用は請求者の負担とします。

保有個人情報の開示決定等の期限

法では開示請求があった日から30日以内とされていますが、本市では15日以内とします。

《問合せ》 総務課 ☎ 23-1116



多

様な人々と共に生きよう

～多様性を受入れ、支えあうまちに～

vol7 金城ジーナ(フィリピン出身)

言葉・習慣の違いを支えてくれた人

フィリピンで高校を卒業して、東京の工場で働くために来日してから35年余りがたちます。

最初に来日した時、空港で見た日本人はみんな同じ顔に見えました。工場で働くことは決まっていたのですが、言葉や習慣など何も分かりませんでした。日本人の同僚の友達が「日本語が分からなかったら、英語で話していいよ」と言ってくれ、なんだかとてもほっとしました。



その人に日本語を教えてもらったり、いろいろなところに連れて行ってもらったりしました。その人は寿司職人で、自分のお店を経営していました。ある時「うちのお女将さんにならないか」と言われ、「えっ」と思いましたが、縁あって結婚することになりました。

私には子どもが2人います。子どもたちは日本のお米が大好きです。フィリピンのお米はあまり好きではありません。日本の魚はとてもおいしいです。子どもたちは、夫の握るお寿司が大好きでした。

外国人市民が増えています。このまちの一員として共に暮らし、地域を活性化していく市民としてお互いの理解を深めるため、外国人市民の皆さんの豊岡での暮らしなどをシリーズで紹介しています。

《問合せ》生涯学習課 ☎23-0341

豊岡で靴づくりと子育てに奮闘中

私は6年前(2017年)に2人の子どもと豊岡に移住し、かばんの縫製をしています。趣味はミシンを使って何かを作ることです。新型コロナウイルスが最初に流行して、マスクがなくなったときには、家族や友人のマスクを作りました。フィリピンで調理の勉強をしました。中華料理店の厨房で働いたこともあります。母国の料理だけでなく、いろいろな料理を作ることがとても好きです。花も大好きです。家の庭でバラを育てています。

夫が亡くなり、辛いことがたくさんあります。でも、子どもたちを見るとがんばらないといけないと思ひ、力が湧いてきます。応援してくれる人はなくなりましたが、自分で自分自身を奮い立たせ、日々がんばっています。まちで見かけたら、気軽に声を掛けてくださいね。

(インタビュー：NPO法人にほんご豊岡あいうえお)

市ホームページで
以前の記事を公開
しています▶



消費生活相談員の知恵袋 42

シリーズ18歳で成人⑤ 新生活の契約トラブルに注意



3月は、多くの若者が就職や進学のために親元を離れ一人暮らしを始めるシーズンです。新生活を始めるに当たって、アパートの賃貸借や電気、ガス、インターネット回線等、さまざまな契約をすることに成り、経験が少ない若者や新成人はトラブルに巻き込まれないよう特に注意が必要です。

また、電気・ガス等ライフラインの契約のほか、インターネット回線の契約が必要になることもあります。費用や契約内容、事業者の連絡先等、不明な点や気になる点は十分な説明を求めてください。

契約後に、別の事業者から電話や訪問で勧誘を受ける場合もあります。「安くなる」と等と言われても急いで契約することは避けましょう。

◆事例

大学入学が決まり、ネットで不動産業者や物件を探して賃貸アパートを契約した。実際の部屋を一度も見ずに契約したが、入居前に見に行くと思ったより狭いので取りやめたところ、家賃一月分を請求された。(18歳 男性)

◆アドバイス

ネットの情報だけで賃貸借契約をすることは危険です。必ず実際の部屋を見て確認しましょう。借り主から解約する際は、契約書で定めた解約予告期間分の家賃を支払うこ

《豊岡市消費生活センター》
▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～午後4時

▽相談場所
生活環境課内

▽電話相談 ☎21-9001

▽ホームページに過去の知恵袋を掲載しています。

